

2013年11月13日

各位

会社名 株式会社ひらまつ
代表者名 代表取締役社長 平松博利
(コード番号：2764 東証一部)
問合せ先 取締役管理本部 服部亮人
ディレクター・ジェネラル
(TEL：03-5793-8818)

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年12月26日開催予定の第31期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期(事業年度の末日)を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現在： 毎年9月30日

変更案： 毎年3月31日

※決算期変更の経過期間となる第32期は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの6ヶ月決算となる予定です。

2. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年10月1日から9月30日までとしておりますが、当社グループの事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年4月1日から3月31日までに変更するものであります。これに伴い、現行定款の第11条、第12条、第37条、第38条、第39条の各条につき所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

3. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>12月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。

変更前	変更後
<p>第13条～第36条（条文省略）</p> <p>（事業年度）</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から翌年<u>9月30日</u>までの1年とする。</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第38条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>（中間配当）</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>3月31日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第13条～第36条（現行どおり）</p> <p>（事業年度）</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第38条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>（中間配当）</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第37条(事業年度)の規定にかかわらず、平成25年10月1日から始まる第32期事業年度は平成26年3月31日までの6ヵ月間とする。なお本附則は第32期事業年度経過後これを削除する。</u></p>

4. 日程

第31期定時株主総会開催日：平成25年12月26日予定

定款変更の効力発生日：同上

以上